FALL RIGHT



(オーライ)「大丈夫/うまくいく (All Right!)」 「誰にも (All)、幸せになる権利 (Right) がある」 Vol.7 **2025年4**月

事業最終年度、「誰一人取り残さない地域共生社会」に向けて

「地域共生社会」とは、差別や偏見の目を向けられやすい人も含めて誰一人取り残さない、例外なき包摂へ向けた営みの先にあるものです。罪を犯した過去があっても、それをもって孤立に追いやられたり、生きづらさに圧倒されることのないように「支え合いの輪」に包摂していけるかが、地域の懐の深さ・成熟の度合いを示しているといっても、過言ではありません。

もちろん犯罪は、人の尊厳、財産、安全安心の生活基盤、心身、そして場合によっては生命をも奪う、取り返しのつかない「許されざる行為」です。しかし、犯罪を犯した人は、この世に生を受けた日から"特別な人"だったわけではありません。一人ひとりに背景があり、きっかけがあって、いまに至ります。生きづらさを抱え、孤独・孤立を募らせ、場合によってはそれ以前に自身が被害に遭いながらも周囲からの適切なケアを受けられずに、いよいよ行き詰まったところで罪を犯してしまった人々が少なくないことは、皆様ご承知の通りです。

私たち、東京社会福祉士会の立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部は、そういう方々の「立ち直り」を側面から支えるために、休眠預金を活用した更生保護法人日本更生保護協会を資金分配団体とする資金の助成を受けて、①地域において人と人、人と組織、組織と組織をつなぐネットワークを築いたり、②実際の支援に必要とされる知識・情報が広くいきわたるよう研修を実施したり、③出所後支援のコーディネートや社会資源とのマッチング――などに2023年度から取り組んでまいりました。

そして今年度(2025年度)は、事業の最終年度です。本事業が終了しても、引き続き各支部において活動を継続できるように、地域内での「顔の見えるネットワーク」づくりを深化させるとともに、社会的包摂促進と地域共生社会実現の施策として連携できるよう関係部局への働きかけを強化して参ります。引き続き皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

(公益社団法人東京社会福祉士会 立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部)

もくじ

- ●事業最終年度、「誰一人取り残さない地域共生社会」に向けて………1
- ●私はこう考える(立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部部長・生駒友一)社会福祉士が「立ち直り支援」に取り組む意味・・・・・・・・・・・2
- ●各支部の活動状況 (2024年冬) ……………………3 "つながり" づくりの原点──「関心を寄せ、話を聞く」
- ●2025年度の新規支部設立募集・・・・・・・・5地区会で「地域づくり」実践に踏み出すチャンスです!
- ●立ち直りを支える地域支援FAQ……………7 これまでのQ&Aの総まとめを一挙掲載します!
- ●司法福祉ニュースレーダー・・・・10 改正刑法が施行目前一執行猶予制度の見直し、「鑑別」の対象拡大も 「国際更生保護ボランティアの日」にちなんで普及促進の催し
- ●リレーコラム「次に続く"つながり"づくりを」………11

●私はこう考える

社会福祉士が「立ち直り支援」に取り組む意味

公益社団法人東京社会福祉士会 立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部部長 **生駒友**一



「なぜ、罪に問われた人たちと関わる活動をしているのですか?」

と、尋ねられることがあります。質問の趣旨は、*勤務先で給料をもらいながら"業務"として携わるならわかるけど、「金銭的な報酬」や「職業上の地位・役得」などの見返りもなしに、なぜわざも分の時間や労力を削って見ず知らずの人を助けているの?*――ということではないかと思います。

たしかに、人の行動の背景には何らかの"動機づけ"があるわけで、「目に見えるメリットもないのにどうして?」と不思議がられるのも、ある意味、当然かもしれません。それに対するお答えとして十分かどうか、甚だ自信はないのですが、私の場合、端的に申し上げれば、「それがもはや人生の一部になっているから」です。米国の心理学者エドワード・L・デシ(Edward L. Deci)のいうところの、「内発的動機づけ」に当たります。

「差別や暴力のない社会」への希求

私たち社会福祉士は、「社会福祉士の倫理綱領/行動規範」に基づいて行動しています。あるいは、行動するよう努めています。行動規範Ⅲ-1に示されるように、社会福祉士は「あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などを認識した場合は、専門的な視点と方法により、解決に努めなければならない」ものとされています。その目指すべき社会のありよう――「差別や暴力のない社会」――への希求は、私自身を突き動かす内発的動機づけと連なっています。そのために自ら汗をかくことは、僭越ながら、私自身を含む社会福祉士の社会的信用を高める一助にもなるものと信じて、活動しています**。こちらは、言うなれば「よい評価がほしい」と願う外発的動機づけといえるでしょう。以上が、私が立ち直り支援に取り組む理由です。

(※ちなみに、社会福祉士の倫理綱領/行動規範にも「社会的信用を高めるよう行動しなければならない」と明記されています)

<mark>"原</mark>点"としての「倫理綱領/行動規範」

私以外の社会福祉士も、みな "我が事"として、少しでもいい社会・いい地域になればと念じてソーシャルワークに従事し、社会福祉士の社会的評価の向上に寄与されています。様々な葛藤に直面したときは、「社会福祉士の倫理綱領/行動規範」に立ち戻り、原点を再確認して実践に取り組んでいます。思うに、こうした行動様式が、社会福祉士の強み(ストレングス)といえるのではないでしょうか。

●各支部の活動状況(2024年冬)

"つながり"づくりの原点――「関心を寄せ、話を聞く」

東京社会福祉士会の「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業」は希望する「地区社会福祉士会」を実質的な活動主体(支部)として、地域内に立ち直り支援のためのネットワークを形成・強化する取り組みです。2023年10月の開設以来、今日に至るまで、あだち、おおた、江東、杉並、世田谷、西多摩、三鷹武蔵野の7支部が設立され、それぞれに特色ある活動を展開しています。以下、直近の活動状況について、概要をご報告いたします。

杉並支部 「救世軍スタディツアー」開催 (2025/1/25)

区内有数の社会資源を視察し、理解を深めました!

杉並支部(立ち直り杉並)では、キックオフイベント以来、約10か月ぶりの対面型勉強会として、「救世軍スタディツアー」を1月25日に開催しました。

「社会鍋」の救世軍、杉並の貴重な社会資源

救世軍とは、世界134の国と地域で社会事業や伝道に取り組む「キリスト教団体・国際NGO」で、本邦では社会福祉法人として全国で病院、保育所、児童養護施設、女性自立支援施設、高齢者施設などを運営しています(年末の風物詩でもある「社会鍋」の実施主体としても有名です)。杉並区には救世軍の施設がまとまって所在しており、更生保護施設など"立ち直り"に資する受け皿がない杉並において、大変貴重な社会資源となっています。そこで今回、地域ネットワークづくりの一環として、"顔の見える関係"を構築するべく、各施設をご案内いただき、地域共生にかかる活動等についてご説明を受け、意見交換をさせていただいてまいりました。

当日は、地域の方々、立ち直り支援に関心のある方々12名にご参加いただきました。



ご案内いただいた施設のひとつ、特別養護老人ホーム「救世軍恵みの家」

アルコール依存症者の立ち直りに、バザー活動の場

救世軍は、「軍」と名称がついてるように、世界共通に規律をもって機動的かつ効率的に支援と 伝道、ときには救援や復興支援に当たれるように、軍隊を模した組織編成を取り入れていますが、 各施設での支援にあたっては「個別化」を大切にしておられ、入所者、対象者だけでなく職員に 対しても丁寧なコミュニケーションをとり、自己実現の職場となっていることが、印象的でした。

「立ち直り支援」との関係では、アルコール依存症者の自立支援の場(男子社会奉仕センター)を構えて、市民から寄贈品を募り、仕分け・整理・陳列して販売するバザーに取り組んでいます。 その収益はアルコール依存症者の社会復帰支援に役立てているとのことです。

ツアー後は近所の飲食店にてランチ懇親会を行い、救世軍の方にもご参加いただき、参加者同 士の顔の見える関係づくりを一歩進められる機会となりました。

あだち支部 「セミナー」開催(2025/3/22)

刑務所内の食をめぐる物語――「美味しいごはん」のために

あだち支部では、「めざせ!ムショラン三ツ星-刑務所栄養士、今日も受刑者とクサくないメシ作ります-」(朝日新聞出版)を出版された岡崎医療刑務所管理栄養士の黒栁桂子さんをお招きして、セミナーを3月22日に開催しました(立ち直り支援のため多職種協働ネットワークづくりを目指す「あだちTSネット」と共催)。会場とオンラインで約120名の参加をいただきました。

どのような環境下でも「美味しいごはん」を求める想いは同じ

刑務所という厳しい制約のある環境の中で、受刑者も職員も"ワンチーム"となって、「美味しくて、栄養たっぷりのごはん」のために奮闘されている日常を、黒栁さんはリアルにお話しくださいました。立ち直りの支援に関わっていても、塀の中の調理や食事について考える機会はそうそうないため、新たな学びとなり、どのような環境下においても「美味しいごはん」を求める想いは同じであることを確信しました。その人らしい暮らしの実現のために、地域づくり支援ネットワークとして、出来ることにはチャレンジしていきたいと感じた良い機会となりました。



刑務所の「食」を語る黒柳さん

●2025年度の新規支部設立募集

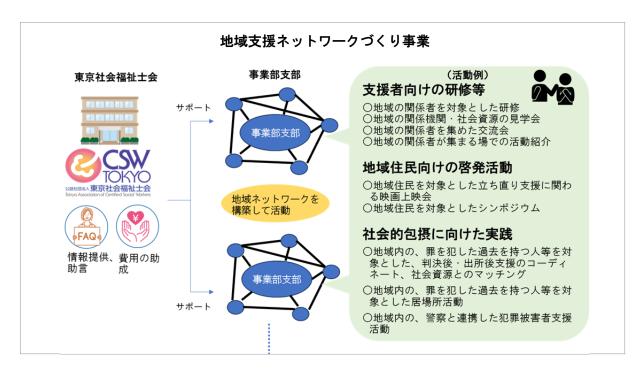
「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業」は最終年度 地区会で「地域づくり」実践に踏み出すチャンスです!

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業では、2024年度実績で7支部の参画をいただき、これまで本部=支部で連携して「地域支援ネットワークづくり」に取り組んでまいりました。事業最終年度となる2025年度は、それらに加えて、さらに3支部の新規支部設立を見込んで、募集を開始しております。

本事業は、罪を犯した過去を持つ人たちがソーシャルワークとつながることによってそのウェルビーイングを向上させることができる地域づくりを目指すものです。これまで「やりたい」と思っていてもなかなか取り組むことのできなかった「誰一人取り残さない地域づくり」の実践に、費用やノウハウのサポートを得て、地区会として踏み出すことができます。

地区会の皆様におかれては、本事業をテコに、**地区会に縁のなかった会員にも地区会の良さを** アピールいただけます。また、社会福祉の道を目指す人に「社会福祉士になりたい、東京社会福祉士会に入りたい」と思ってもらえるような実践事例や出会いを提供することができます。

ぜひ、ご検討のほど、よろしくお願いいたします!



ご関心をお持ちの地区会等には、ご都合にあわせて事業説明の機会を持たせていただいておりますので、どうぞお気軽にお問合せください。

説明会のご用命・お問い合わせは→<u>tachinaori@tokyo-csw.org</u>

所属組織の業務範囲 のソーシャルワーク しか想像できない

地域の様々な機関・ 団体との連携が十分 でない

特定の支援者だけが 奮闘して燃え尽きる

出所者への抵抗感が ある (住民)

出所者支援は自分の 経験や知識では手に 負えないとためらう

・犯罪に関わる悩みを持った人と出会えない ・その人の課題に合った支援が行えない

・専門職として力を発揮できず認知度が低い

出所者支援は法務省 の仕事と認識 (自治体)

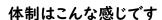
犯罪に関わる情報は 秘匿性の高い個人情 報だと尻込みする

犯罪者は悪くて怖い 人、別世界の人だと いうイメージがある

保護司等更生保護関 係者や支援機関との 出会いがない

自分の仕事だけで手 いっぱい、いつも慌 ただしく疲れている

こういう状況を 反転させましょう!





FAQ

情報提供、

助言

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部

東京社会福祉士会





事業部本部

研修/広域連携/広報

各地区



事業部支部

地域支援ネットワークづくり

●立ち直りを支える地域支援FAQ

これまでのQ&Aの総まとめを一挙掲載します!

QI 支部の活動として、どのようなものを想定していますか。



A 地域での事業開始を広くお知らせし、地域の関係機関、社会資源、地域住民に対する理解啓発やネットワークづくりのための活動など間接的な支援(社会的包摂の土壌を作る)。 過去に犯罪や非行のあった対象者と出会い、相談窓口の開設や社会資源とのマッチング等の個別的・直接的な支援活動等、地域の実情に合った活動を想定しています。

支援者向けの研修等

- ○地域の関係者を対象とした研修
- ○地域の関係機関・社会資源の見学会
- ○地域の関係者を集めた交流会
- ○地域の関係者が集まる場での活動紹介

地域住民向けの啓発活動

- ○地域住民を対象とした立ち直り支援に関わる映画上映会
- ○地域住民を対象としたシンポジウム

社会的包摂に向けた実践

- ○地域内の、罪を犯した過去を持つ人等を対象とした、判決後・出所後支援のコーディネート、社会資源とのマッチング
- ○地域内の、罪を犯した過去を持つ人等を対 象とした居場所活動
- ○地域内の、警察と連携した犯罪被害者支援活動

Q2 活動に対する助成を受けられるようですが、お金の使い道に関して制限などはありますか。



- A 資金分配団体である日本更生保護協会から示されている「対象外経費」は、本事業に直接必要ではない経費、経済的合理性を欠く経費、別の用途で使われる可能性のある経費、本事業後に返金される経費があり、基本的にはそれ以外の経費は助成可能です。一方、事業を行うのは公益社団法人である東京社会福祉士会ですので、東京社会福祉士会のルールに基づく支出とする必要があります。活動開始時の予算書作成、毎月の経費精算等について、事業部が都度ご相談に応じます。
- Q3 支部設立を考えるに当たり、地域の更生保護関係団体(保護司会等)と連絡を取りたい場合はどうしたらいいですか。



A まずは事業部宛てご連絡ください。 ご要望の内容をお伺いしたうえで、目的に合わせた情報提供や橋渡しをいたします。

Q4 地区会と支部の違いが分かりません。



- A 地区会は東京社会福祉士会の外にある任意団体であり、自律的に運営される組織です。 支部は東京社会福祉士会に設置された事業部の一部です。そのため、支部事業には東京社 会福祉士会の予算を使い、組織的なバックアップも可能となります。地区会でなければ支 部を設立できないわけではありませんが、地区会と一定の協力関係を築き、連携して事業 を進めることを想定しています。
- Q5 地域ネットワークを作るための事業なのに、支部設立申請書に記載する支部メンバーを東京 社会福祉士会会員に限っているのはなぜですか。



- A 本事業が、東京社会福祉士会を対象とした助成を受けて実施する事業だからです。当然に、事業の実施を司る役割は東京社会福祉士会の会員において担うことが求められます。 一方で、支部活動への参加は会員に限られるものではありませんので、ぜひ地域で有為の仲間を増やしてください。
- Q6 この事業は、社会福祉士が保護司になったり、保護司会と連携したりすることが目的なのでしょうか。

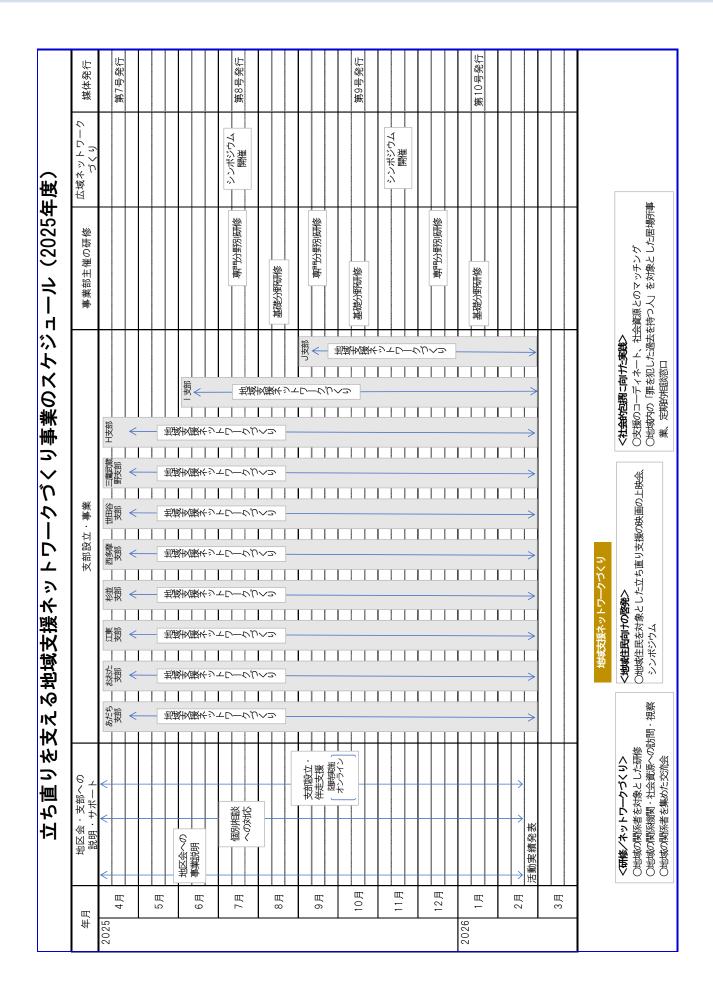


A この事業の目的は地域ネットワークを作ることです。保護司会はもともと司法の分野で活動している有力な連携先の一つではありますが、全てではありません。地方公共団体のほか、例えば、立直り支援を行いうる力を持ちながら、これまで接点のなかった施設・事業所・支援団体等とつながって、この分野での連携の方策を探っていくこと等を目指しています。なお、社会福祉士が保護司になることは本事業の目的ではありません。

Q7 この事業は2026年2月末が助成の終期とのことですが、その後はどうなるのですか。



A 2026年3月以降の活動に対する東京社会福祉士会からの助成はありません。それまでの間に、地域で活動する社会福祉士への信頼を高めて、政策決定過程への参画や予算措置つきの施策の実施主体となれるように、地道に一つひとつ活動実績を積み重ねていきましょう!



司法福祉に関するニュースを抜粋してお知らせします!

司法福祉ニュースレーダー



●改正刑法が施行目前──執行猶予制度の見直し、「鑑別」の対象拡大も

改正刑法の施行時期(6月1日)が近づいてきました。「拘禁刑導入」で大きく話題となりましたが、他にも福祉的要素が多い改正です。その一つとして、保護観察付執行猶予中であっても、 一度に限り、再度の執行猶予の言い渡しができるようになります(再保護観察付執行猶予)。

あわせて少年鑑別所法も改正され、少年鑑別所による鑑別の対象が拡大されます。従来の対象は「懲役または禁錮の刑の執行を受ける20歳未満の者」でしたが、改正後は「懲役または禁錮の刑の執行を受ける者」となります(「20歳未満」という限定がなくなる)。さらに、新しく「仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察付一部執行猶予者」も鑑別の対象に追加されます。

再保護観察付執行猶予者については、少年鑑別所による鑑別を原則的に実施するものとされ、 刑事施設の依頼に応じて釈放後の関係機関による支援を見据えた課題、被害等に対する認識等の 把握等を主眼とした鑑別が実施されることになっています。仮釈放者及び保護観察付執行猶予者 については、専門的プログラムの受講時等、適宜の時期に鑑別を実施するそうです。

障害や高齢などの生きづらさを抱えて犯罪に繋がってしまう人々への支援を考えると、社会生活を支援する人手が多いほうが望ましく、保護観察付きで保護司という支援者が増えることはよい方向であると考えられます。

●「国際更生保護ボランティアの日」にちなんで普及促進の催し

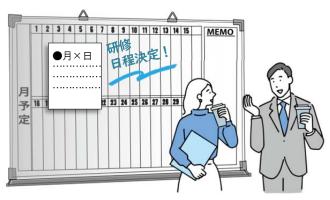
「立ち直り」の支援に関わる地域ボランティアの認知度向上や制度の普及促進を図る「国際更生保護ボランティアの日」=4月17日に、東京スカイツリーや法務省赤れんが棟で「特別ライティング」が行われる予定です。また、東京都庁都民広場では午前11時から都知事や新宿区長が臨席する式典が開かれ、新宿中央公園周辺で更生保護ボランティア、警視庁音楽隊、カラーガードによるパレードが行われます(主催:東京保護司会連合会/第75回"社会を明るくする運動"新宿区推進委員会)。そのほか、全国各地で普及促進の催しが行われます。

ちなみに、「国際更生保護ボランティアの日」は、昨年の4月17日にオランダのハーグで開催された「第2回世界保護司会議」で、更生保護ボランティアの取組に対する国際的な認知度の向上を図るべく、毎年「4月17日」に普及促進の取り組むを行う旨、宣言が採択されたものです。

丸善やジュンク堂書店では「更生保護」の企画書棚を期間限定で特設

法務省保護局やジュンク堂書店による「X」への書き込みによると、丸善丸の内本店、丸善日本 橋店、ジュンク堂書店池袋本店の3店舗において、更生保護に関する企画書棚が4/30(水)まで設置 されているとのことです。

(文責:立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部副部長/司法福祉委員会委員長・小林良子)



2025年5月~7月の動き



月日	予定
随時	事業説明会(各地区又はオンライン)
調整中	「専門分野研修」と「広域ネットワークづくりシンポジウム」を開催予定 (時期を含めて詳細は現在調整中。直近の情報はホームページをご参照ください)

リレーコラム

立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部員が持ち回りで呟きます

成果を問われる最終年度、次に続く"つながり"づくりを

本事業担当業務執行理事 中村 一孝

私は大田区で独立型社会福祉士として開業しています。保護司を拝命していることもあり、立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部を実施するにあたり、地区社会福祉士会(以下、地区会)を本会事業部の「支部」



と位置づけて行うことに大きな使命を感じ、参加しました。助成元からは単なる再犯防止のための立ち直り支援ではなく、広義の生きづらさを支える取り組みも可能と判断して頂けていることから、地区会の活性化にもつながると確信しながら活動しています。

今年度は助成事業の最終年度として総括の年であり、また来年度以降も本会として事業を継続していくための成果を問われる一年になると考えています。したがって、今まで以上のネットワーク構築が求められていると考えます。

私が属している「おおた社会福祉士会」では基本、毎月第三水曜日の夜に定例会「学習会」を 開催しています。本事業や地区会の活性化にご興味をお持ちであれば是非一度、ご参加して頂け れば幸いです。

最後になりますが、各種研修も企画していますので、みなさまのご参加をお待ちしています!

発 行:公益社団法人東京社会福祉士会

発行人: 岡野範子

制 作:立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業部

「立ち直りを支える地域支援ネットワークづくり事業」 は、休眠預金を活用した助成金を得て実施しています